

評議員及び役員の報酬等に関する規程

社会福祉法人 安立園

第1条	目的	1
第2条	役員	1
第3条	評議員会及び理事会の出席	1
第4条	評議員会及び理事会出席以外	1
第5条	監事の報酬	1
第6条	出張旅費	1
第7条	役員等の報酬等の総額	2
第8条	適用除外	2
第9条	改正	2
附則		2

評議員及び役員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人安立園の評議員及び役員の報酬等について定めるものである。

(役員)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(評議員会及び理事会の出席)

第3条 評議員が評議員会に出席したとき及び役員が理事会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(評議員会及び理事会出席以外)

第4条 評議員が評議員会出席以外で法人及び施設の運営のために、法人の委嘱を受けて業務を行った場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

3 理事が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、法人の委嘱を受けて業務を行った場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 前項の規定にかかわらず、法人の業務を処理するため理事長の命を受けて常時勤務する理事には、報酬及び実費弁償費として年額4,800,000円以下を支給することができる。

この場合、年額を12等分し、毎月その1を施設の職員の給与支給日に支給するものとする。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人及び施設の運営状況を指導し、又は監査業務を行った場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第6条 評議員及び役員が、法人業務のため出張する場合には、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後清算することができる。

(役員の報酬等の総額)

第7条 定款第21条の評議員会において定める理事及び監事に対して支給する報酬等の総額は、各年度6,000,000円を超えない範囲とする。

(適用除外)

第8条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第9条 本規程を改正する必要がある場合には、評議員会の決議を経なければならない。

附 則

この規程は、平成29年6月15日から改正施行する。

別表1

名 称	報 酬	実費弁償費
評議員会出席報酬等	10,000円	5,000円
理事会出席報酬等	10,000円	5,000円

別表2

名 称	報 酬	実費弁償費
評議員及び理事業務報酬等	10,000円以上 20,000円以下	5,000円
監事監査指導報酬等	10,000円以上 20,000円以下	5,000円

別表3

旅 費	宿泊費	報酬1日	その他
実 費	20,000円	20,000円	実 費

平成24年6月25日

役員及び評議員の報酬等に関する規程第4条第3項の規定及び別表2の運用基準について (理事長通達)

標記の規定及び別表2の運用については、次の基準によるものとする。

- 1 同規定にいう「業務を行った場合」とは、同規程第6条の出張に当たる場合を除き、当安立園の施設及びその近傍において業務に従事した場合をいう。
- 2 別表2により支給すべき報酬の額は、1日を単位とし、次のとおりとする。
 - (1) 業務に従事した時間が2時間以内である場合は、10,000円とする。
 - (2) 業務に従事した時間が2時間を超えた場合は、以後1時間につき各5,000円宛を加算し、業務に従事した時間が4時間を超えた場合でも報酬総額は20,000を限度とする。

以 上